介護サービス施設・事業所調査の抽出方法・推計方法等について(概要)

平成30年調査以降は、以下のとおりとしています。

1 標本設計及び抽出方法

(抽出対象サービスは訪問介護、通所介護、居宅介護支援及び介護予防支援)

(1) 母集団

前年調査で得られた名簿に記載された事業所と当年得られた名簿に記載された新設の事業所を母集団とする。

(2) 抽出方法

訪問介護、居宅介護支援及び介護予防支援は、サービスの種類、都道府県及び事業所の規模、通所介護はサービスの種類及び都道府県を層とする層化無作為抽出法により事業所を抽出する。

また、当年得られた名簿に記載された新設の事業所については、全数調査とする。

目標精度

前年調査で得られた名簿に記載された事業所については、サービスの種類別、都道府 県別に中心的な職種の従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内となる ことを目標に調査対象数を設定する。

② 回収率及び廃止の状況を勘案した調査客体数の設定

① の調査対象数に、過去の都道府県別の回収率の逆数及び(1 - 廃止率)の逆数を乗じ、層ごとの調査客体数を設定する。

2 結果の推計方法

(1) 抽出対象サービス

サービスの種類別・都道府県別・事業所の規模別(事業所の規模別は訪問介護、居宅介護 支援及び介護予防支援の事業所(新設を除く))に、基本票の活動中の事業所数を詳細票の活 動中の事業所数で除した値(拡大乗数)を求め、詳細票から得られた調査結果に乗ずる。

(2) 抽出対象以外のサービス・施設

施設・サービスの種類別・都道府県別に、基本票の活動中の施設・事業所数を詳細票の活動中の施設・事業所数で除した値(拡大乗数)を求め、詳細票から得られた調査結果に乗ずる。

3 過去の調査結果との比較について

(1) 基本票

平成 30 年調査以降も、都道府県の行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対し調査を実施し全数を把握するため、基本票による調査を開始した平成 24 年調査以降の調査結果と実数での比較を行うことができる。

(2) 詳細票

平成 30 年調査以降、全数調査から標本調査への移行により、抽出対象サービス以外のサービス・施設を含めて、結果は推計値となるため、平成 29 年調査以前の調査結果との比較には留意が必要である。